

令和2年6月定例会 総務委員会（事前）

令和2年6月10日（水）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

浪越委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（14時21分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には座ったままでなされますよう、よろしくお願いいたします。

【提出予定議案等】（提出予定議案、補正予算案の概要、説明資料、
説明資料（その2））

- 議案第1号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第2号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第5号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 徳島県税条例の一部改正について
- 議案第7号 地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部改正について
- 報告第2号 令和元年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第7号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

なし

久山経営戦略部長

6月県議会定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の令和2年6月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案19件及び報告10件であります。

その内訳は、予算案が第1号及び第2号の2件、条例案が第3号から第17号までの15件、契約議案が第18号及び第19号の2件、報告につきましては第1号から第10号までの10件となっております。

なお、現時点における追加提出予定議案といたしましては、教育委員会委員、公安委員会委員、収用委員会委員及び予備委員に係る人事案件について、閉会日に提出させていただきたいと考えております。

それでは、議案の順序に従い、順次御説明いたします。

まず、予算案につきまして、お手元に御配付の令和2年度6月補正予算案の概要を御覧

いただきたいと存じます。

1 ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、新型コロナウイルス感染防止の徹底と段階的な社会経済活動の再開の両立を図り、新しい生活様式を取り入れた感染症に強い徳島づくりを推進するため、業を生み出す、人の活動を盛んにするとのコンセプトの下、1、編成方針記載の五つの視点に立って編成いたしました。

一つ目は（1）に記載のとおり、新しい生活様式の確立といたしまして、事業者、県民の皆さんの新しい生活様式に対応する取組の支援や民間の新たな発想を取り入れた事業の実施などスマートライフの呼び掛けと実践を推進します。

二つ目は、業と雇用を守るといたしまして、経済活動の縮小により影響を受けている事業者の事業継続に対する支援などあらゆる事業者へのハード、ソフトの支援を行います。

三つ目は、暮らしと命を守るといたしまして、経済の悪影響を受けやすい方への支援や命を守る相談体制、医療・福祉提供体制の強化など誰一人取り残さない医療、福祉の安定を推進します。

四つ目は、学びを支えるといたしまして、学校の再開に伴い、夏期の授業に備えた空調整備や感染防止対策、ICT活用教育の推進など未来教育の展開を行います。

五つ目は、徳島の魅力アップとし、地方での暮らしの良さが改めて実感される中、徳島出身の学生とのつながりの強化やサテライトオフィス誘致強化など都市部から徳島への取組を推進します。

また、補正予算の規模といたしましては、2、一般会計6月補正予算規模にお示ししておりますとおり、増額補正分が81億970万5,000円、減額補正が20億5,824万6,000円で、合計60億5,145万9,000円となっております。

このうち、新型コロナウイルス感染症対策関係の緊急対策分としましては、下に記載のとおり増額補正分が72億9,361万8,000円、減額補正分が20億5,824万6,000円で、合計52億3,537万2,000円、新型コロナウイルス感染症対策関係以外の通常分としましては、増額補正分のみで8億1,608万7,000円となっております。

資料2 ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります、（1）に記載のとおり、使用料及び手数料、国庫支出金、寄附金、繰入金、諸収入、県債におきまして補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、（2）に記載のとおり、総務費から土木費、教育費及び公債費におきまして補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3 ページに記載のとおりでございます。

提出予定議案を御覧ください。

第1号及び第2号につきましては補正予算に係る議案であります、このうち第1号の一般会計補正予算（第2号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関係の緊急対策分であり、迅速かつ円滑な事業実施により効果の早期発現を図る観点から開会日において先議をお願いしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

次に、予算以外の案件につきまして御説明いたします。

第3号の条例改正につきましては、組織再編に伴い、関係する手数料条例について所要の整理を行うものであります。

第4号の条例改正につきましては、水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴い、所要の整理を行うものであります。

第5号の条例改正につきましては、国家公務員について新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例が設けられたことに鑑み、本県の職員についても所要の措置を講ずる等の改正を行うものであります。

第6号の条例改正につきましては、地方税法の一部が改正され、国税における連結納税制度の見直しに併せ、通算法人に係る法人税割の課税標準が法人税額とされたこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

第7号の条例改正につきましては、地域再生法の省令が一部改正されたことに鑑み、県税の課税免除及び不均一課税の要件について所要の整備を行うものであります。

第8号の条例改正につきましては、特定非営利活動促進法施行令の一部改正に鑑み、控除対象特定非営利活動法人の指定の基準となる寄附者の寄附金の額の要件を改めるものであります。

第9号の条例改正につきましては、子供を安心して育てることができる環境を整備する事業を引き続き推進するため、基金の設置期間を延長するものであります。

第10号及び第11号の条例改正につきましては、覚せい剤取締法等の一部改正に伴い、所要の整理を行うものであります。

第12号の条例改正につきましては、家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、所要の整理を行うとともに、家畜注射の実施状況に鑑み、一部の手数料を廃止するものであります。

第13号の条例改正につきましては、租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の整理を行うものであります。

第14号の条例改正につきましては、新たに開校する県立しらさぎ中学校について、使用料及び手数料を徴収しないこととするものであります。

第15号の条例改正につきましては、会計年度任用警察職員制度が導入されたことに伴い、任用形態等に応じた方法で服務の宣誓を行うことができるよう改正を行うものであります。

第16号の条例改正につきましては、国家公務員について新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例が設けられたことに鑑み、本県の警察職員についても所要の措置を講ずるものであります。

第17号の条例改正につきましては、保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部が改正されたことに伴い、県立三好病院において紹介状のない患者が初診を受ける場合の使用料の額を改める等の改正を行うものであります。

第18号の工事請負契約につきましては、契約金額が6億3,335万8,000円、契約の相手方は長谷川・阿波道路徳島県鳴門総合運動公園陸上競技場改修工事共同企業体となっております。

第19号の工事請負契約につきましては、契約金額が6億720万円、契約の相手方は長谷川・八木建設徳島県南部健康運動公園陸上競技場整備工事共同企業体となっております。

続きまして、報告案件であります。

報告第1号、令和元年度徳島県継続費繰越計算書につきましては、一般会計6件で、合計金額は11億2,204万円となっております。

報告第2号、令和元年度徳島県繰越明許費繰越計算書につきましては、一般会計119件、特別会計7件の計126件で、合計金額は589億5,519万2,183円となっております。

報告第3号、令和元年度徳島県事故繰越し繰越計算書につきましては、一般会計16件、特別会計1件の計17件で、合計金額は19億9,532万8,000円となっております。

報告第4号、令和元年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書につきましては、2件で、合計金額は5,663万3,000円となっております。

報告第5号、令和元年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書につきましては、5件で、合計金額は5億790万9,457円となっております。

報告第6号、令和元年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書につきましては、2件で、合計金額は5億6,729万2,280円となっております。

報告第7号、損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、10件で、合計金額は304万1,569円となっております。

報告第8号、損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、7件で、合計金額は205万2,416円となっております。

報告第9号、損害賠償（学校事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、1件で、金額は32万4,148円となっております。

報告第10号、損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、1件で、金額は5万5,782円となっております。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、予算案2件、条例案3件、報告2件でございます。

はじめに、お手元の総務委員会説明資料により、新型コロナウイルス感染症対策関係の緊急対策分として、一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

説明資料1ページをお開きください。

一般会計補正予算につきましては、（1）歳入歳出予算のア、総括表の一番下、総計欄の左から二つ目でございますが、今回の補正額が9,055万7,000円でございます。

補正後の合計額は、その右隣でございますが、諸局を含めまして、1,206億9,395万6,000円となっております。

次に、2ページをお開きください。

イ、課別主要事項につきまして、御説明いたします。

2ページから6ページに記載しております各課の共通要素としまして、摘要欄に記載しております減額の補正については、新型コロナウイルス感染動向を踏まえ、事業の中止や執行方法の見直しにより所要額が少なくなったセミナー、研修の開催経費や県外への出張旅費など当初予算計上事業を減額するものでございます。

5ページをお開きください。

スマート県庁推進課におきまして、テレワーク環境拡充事業といたしまして、新しい生活様式に対応した県庁のテレワーク環境を構築するための経費を計上しております。

7ページをお開きください。

一般会計補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、表の一番下に記載のとおり、補正前の限度額が571億4,600万円、補正後の限度額が572億4,200万円であり、9,600万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、お手元に御配付の総務委員会説明資料（その2）を御覧いただきたいと存じます。

1 ページをお開きください。

一般会計補正予算（第3号）に係る地方債の変更をお願いするもので、内容につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、2 ページをお開きください。

2、その他の議案等についてでございます。

2 ページから4 ページに記載の（1）条例案3件につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、5 ページを御覧ください。

（2）令和元年度繰越明許費繰越計算書についてでございますが、管財課所管の万代庁舎等管理費におきまして、計画に関する諸条件により年度内完成が見込めなくなったことなどから、やむを得ず繰り越したもので、令和2年2月議会で議決を頂いた繰越明許費の範囲内において繰越額の確定をしたものでございます。

今後とも事業の早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、6 ページをお開きください。

（3）専決処分の報告についてでございますが、アの職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分につきましては、記載のとおり5件の報告をさせていただくものでございます。

1 件目が、吉野川市在住の方と賠償金156万5,710円で和解したものでございます。その内容は、平成31年3月28日、交差点手前で停止していた相手車両に県車両が追突したものでございます。

2 件目が、香川県高松市所在の法人と賠償金5万760円で和解したものでございます。その内容は、令和元年9月1日、駐車場内で後退した県車両に押された別の県車両がゲートバーに接触したものでございます。

3 件目が、三好市所在の法人と賠償金19万6,557円で和解したものでございます。その内容は、令和元年9月19日、見通しの悪いカーブで県車両と相手車両が出会い頭に接触したものでございます。

4 件目が、香川県高松市所在の法人と賠償金3万3,000円で和解したものでございます。その内容は、令和元年11月17日、県車両に積んだ荷物が駐車場発券機の照明に接触したものでございます。

5 件目が、那賀郡那賀町所在の法人と賠償金3万9,307円で和解したものでございます。その内容は、令和2年1月28日、方向転換しようとした県車両が駐車してあった相手車両に接触したものでございます。

県有車両使用時における安全運転の徹底については、主管課副課長会議におきましても注意喚起を行ったところであり、今後とも、職員の交通安全意識の高揚と交通法規の遵守

を徹底し、引き続き交通事故防止に向け、しっかりと取り組んでまいります。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

浪越委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

立川委員

私からは、令和2年度6月補正予算案の概要の業と雇用を守るの一番下のところ、県有施設テナント料の減免期間の延長についてお伺いさせていただきます。

私も新型コロナウイルス感染症の関係で、飲食店をはじめ様々な業者の皆さんの生の声を聞かせていただいたところではありますが、やはり売上げが激減する中で、固定費、特に家賃といったものの負担が大変だという声が、とにかく多くありました。

減免期間の延長というのは、観光施設や県の施設を借りて、売店や飲食店を営業している方の賃料を県が減免するということだと思うのですが、これについて内容を詳しく教えてください。

岡財政課長

立川委員より、県有施設テナント料の減免について御質問がございました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、観光施設等において県有財産を借り受けて、店舗、食堂等の営業を行っている事業者においては、来店者数の減少により売上げが急速に減少しております。全国的にも同様の状況でございまして、国土交通省からは、賃貸用ビルの所有者や飲食店等のテナントに不動産を賃貸する事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により、賃料支払が難しい事業者について、柔軟な対応を検討するよう通知がなされているところでございます。

こうした状況を踏まえ、県としても飲食店をはじめとする中小・小規模事業者の厳しい経営環境を考慮し、観光施設等の県有財産に入居し、飲食店や売店等を営む方々の使用料や貸付料の免除措置を4月、5月と講じることとしたものでございまして、今回、緊急事態宣言の期間等を考慮し、4月、5月分の2か月間としていたものを6月以降も延長し、本年9月末まで減免することとしたものでございます。

立川委員

既に4月、5月については免除されておるということで、今回、それを半年分の9月末まで延長するという事なんですが、対象者はどれくらいあって、また、トータルで免除される額はどの程度になるのか、個別の家賃というのはなかなか言えないと思うのですが、対象施設はどこになるのか、対象数、免除額の総額を教えてください。

岡財政課長

立川委員より、免除額の全容について御質問がございました。

今回の免除措置の対象となる施設については、5施設、23事業者でございます。4月、5月分の賃料等の総額は約280万円でございます。これを9月末まで延長した場合は、約830万円の減免を行うこととしているところでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う誘客の減少とは別に、例えば学校の食堂等であれば、学校を閉じている期間というものがございます。こういうものはまた別に、当然免除すべきものとして免除しているところでございますが、今回新型コロナウイルス感染症の影響で免除しているものについては、5施設、23事業者、9月末までで830万円程度となっているところでございます。

立川委員

皆さん非常に助かると思います。

5月25日に緊急事態宣言が全面解除となりましたけれども、これに伴う消費の拡大や本格化には、しばらく時間が掛かると思っています。これから国、県を挙げて様々な施策を打っていくとしても、事業者の皆さんはそれまで耐え忍ばなくてはならないわけです。その間の負担を少しでも軽くすること、V字回復フェーズが訪れたときに、また頑張っている力を事業者さんが少しでも蓄えることができると思います。

今回の6月補正予算では、感染拡大を防止する新しい生活様式に適用するための事業者の取組を支援する助成制度をはじめ、需要の創出を図る様々な取組が盛り込まれています。この県有施設のテナント料免除も直接お金を給付するというわけではないんですけれども、事業者支援の一つの在り方として、私は非常に有効な取組だと思っております。

県におかれましても今後も是非、様々な角度からきめ細やかな支援をお願いしまして終わりにします。

高井委員

私のほうも1点だけ、時間の関係で短くさせていただきます。

先日の報道にも県職員の新型コロナウイルス対応に伴う残業が非常に多いとありました。やはり推測したとおりですが、特に危機管理環境部や保健福祉部、現場に一番近い対応を様々なしなければならぬ所は、この間大変だったと思います。

当然、経営戦略部もそうですが、県庁全体として危機ということで、様々な形で尽力を頂いておりますが、ただでさえ県庁の皆さんは忙しいということで、様々な改革等も進めていた中で、こういう危機的状況で残業時間がどっと増えている部署があるというのは、ある種、仕方がないことだと思います。

医療の前線で頑張っている方や、今日も質疑がありました警察などの危険従事者に対して特殊勤務手当が今回の予算でも提出されました。それは必要なことだろうと思います。

ただ、保健所等や県職員の皆さんで、直接頑張っている方に対して、そうした特殊勤務手当の導入等が必要ではないかと思うのですが、忙しさの現状と対策について伺いたいと思います。

岡島人事課長

新型コロナウイルス感染症対策の県職員の超過勤務の増への対応についての御質問と思います。

高井委員がおっしゃるように、2月以降、新型コロナウイルス感染症への対応ということで、危機管理環境部、保健福祉部を中心に超過勤務が増えているという状況でございます。保健所については現場の最前線ということで、極端に増えているわけではないんですけれども、やはり増になっているという状況でございます。

そういった中で、保健所のほうでは、業務量が増えるというようなことに先んじて、速やかに支援対策を強化したところでございます。

まず保健師が保健所以外のいろんな所に配属されておりますので、職員24名全員に兼務を掛けさせていただいているところでございます。また過去5年間に保健所に勤務経験のある行政事務、薬剤師あるいは獣医師、管理栄養士、総勢68名になりますけれども、その方に対し、4月1日付けで各保健所の兼務を掛けたという現状でございます。そういった中で、延べ18名の保健師が実際に応援職員として、徳島保健所が中心になりますけれども、勤務をしているところでございます。

また相談業務もでございます。従来、徳島保健所であれば疾病対策担当を中心にやってきた業務なんですけれども、そちらについても4月1日から6保健所に各1名ずつ会計年度任用職員、これは保健師でございますけれども、それぞれ1名、計6名配置をさせていただきますとともに、4月22日から県看護協会に御協力いただきまして、徳島保健所に委託業務という形で2名の職員の方を派遣していただいて対応しているところでございます。

先ほど申し上げた兼務発令の職員についても、直ちに業務に就いているわけではないんですけれども、すぐ対応ができるよう既に事務職員を中心に研修を行っているところでございまして、今後の第2波、第3波に備え、準備しているところでございます。

高井委員

ただでさえ保健所の業務はDVや児童虐待の事案など、現場での対応の大変さが増えつつあったところでしたので、更に新型コロナウイルス感染症に向けて大変なことと思います。是非、我々も特別な手当のほうも増やしていくなど、いろいろ考えていかなければならないと思います。引き続き対応をよろしくお願いします。

山田委員

岡財政課長と4月臨時会の時も議論したんですけれども、今日3点まとめて聞きますので端的にお答えください。

全国知事会から2兆円の要望があり、いよいよ今回、国の第二次補正予算で実現の見通しが立ったが、本県への配分はどれくらいか。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を盛り込んだ補正予算は6月議会中に出る予定なのかどうかという見通し。

あわせて、県独自の支援ということで財政調整基金を取り崩したということも言われていますので、その総額と取り崩した背景。さらに、今回1兆円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を盛り込んだ補正予算は都道府県3,500億円、市町村3,500億円、あと3,000億円が国庫事業分という仕分けになっています。この中身、徳島県にお

いてその額とどういう内容かということについても御報告ください。

岡財政課長

まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配分見込みということで、山田委員からも御指摘がございましたとおり、今審議中の国の第二次補正予算に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2兆円の増額が盛り込まれているところでございます。

この配分につきましては、前回は第一次補正予算が成立した後に、国のほうから通知等がございましたが、第二次補正予算がまだ通過前ということもございまして、配分額についてはまだ見込みが立っていない状況でございます。都道府県分についてはリーマンショック時を超える規模というふうに国は言っていますので、リーマンショック時の83億円規模よりは多いものが来るのではないかと考えているところでございます。

2点目、補正予算の方針でございますが、今回御提案させていただいている補正予算の中には、国の第二次補正予算に対応したものは、まだ国で審議中ということもございまして盛り込んでいないところでございます。情報収集しながら必要なときに必要に応じて予算のほうを編成してまいりたいと考えているところでございます。

3点目、財政調整基金の取崩しの背景でございます。6月補正予算においては財政調整基金を約13億円取り崩して充当させていただいております。報道にもございましたが、6月補正予算時などに財政調整基金を取り崩して充てることは非常に異例のことでございますが、新型コロナウイルス感染症対策に果敢に取り組んでいかないといけないという事案の性質上、今回については13億円を充当させていただいているところでございます。

その背景につきましては、まず今回の補正予算については国の第一次補正予算による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を本県の交付限度額は、県単分が49億円と示されておりますので、これを活用するとともに、先日議会から御提案を頂いた当初予算計上事業の見直しも行いまして、事業規模として20億円の減額補正、財源捻出を行った上で、なお財源不足額が13億円生じたところから財政調整基金を充当させていただいているところでございます。

山田委員

3,000億円の国庫事業の地方単独分が答弁漏れになっているのが1点。今、6月議会の事前委員会を迎えているのですけれども、今回の第二次補正予算の見通し等々、今、国の審議があるのですけれども、当然これが6月議会のうちに提案されなかったら、また臨時議会の話になってくるので、その辺の見通しについて現段階でどういうふうに考えられておるのかもお答えいただいて、質問を終わりたいと思います。

岡財政課長

国庫事業分3,000億円につきましては、その大半を占めるのが新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金という医療の整備に係るものでして、今回これが第二次補正予算で増額されるとともに第一次補正予算時に遡って全額国費化されることとなるなど、国庫の裏負担がどれくらいになるかが明確でなく、具体的にこれくらい来るというのはまだ示さ

れてございません。

また、第二次補正予算に係る部分ですが、我々としてもなるべく早くその施策を打っていきたいという気持ちがございますので、準備ができ次第、補正予算の編成に取り掛かりたいと思っているところでございます。

浪越委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時55分）